

# 令和7年度 放課後児童クラブ利用料の助成のお知らせ

いわき市では、放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブに支払った利用料の一部を助成しています。

対象世帯の拡大に伴い、令和5年4月から、児童扶養手当受給世帯の方も助成の対象となりました。

## 1 対象者

いわき市からの委託を受けた放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業所）を利用する、次の世帯の方を対象とします。

- (1) 生活保護世帯の方
- (2) 市県民税非課税世帯の方
- (3) 児童扶養手当受給世帯の方（※全部支給停止の方を除く）

※ 児童扶養手当…主にひとり親の保護者等に対して支給される手当（所得制限あり）であり、年6回、奇数月に支給される手当です。

児童手当（偶数月に支給）とは異なりますのでご注意ください。

## 2 助成額

利用している放課後児童クラブに支払った保護者負担金のうち、おやつ代や教材費の実費負担分を除く利用料（長期休暇の利用料、早朝・延長利用料も含む）について助成します。

ただし、利用料が未納になっている場合は助成の対象となりません。

なお、生活保護の就労に伴う必要経費として控除される額は除きます。

- (1) 生活保護・市県民税非課税世帯の方  
利用料の全額（※子ども1人あたり月額上限 **11,000 円**）

- (2) (1)を除く児童扶養手当受給世帯の方  
利用料の半額（※子ども1人あたり月額上限 **5,500 円**）

※ (1)、(2)の両方に当てはまる世帯の方は、(1)の世帯で申請ください。  
重複して申請することはできません。

## 3 手続き

保護者から市役所こども政策課へ直接申請して下さい。（※利用している放課後児童クラブでは受付けていません。）

審査後、申請時に指定した口座へ助成額を振り込みます。

（ 裏面参照 ）

(1) 申請書類

- ① いわき市放課後児童クラブ利用料助成申請書（第1号様式）※ お子さん1人につき1枚
- ② いわき市放課後児童クラブ利用料受領証明書（第2号様式）※ お子さん1人につき1枚  
（申請期ごとに、保護者から児童クラブへ依頼をして証明書の交付を受けてください。）
- ③ 振込先口座の通帳の写し（口座名義及び口座番号のわかるページ）
- ④ 対象であることを確認する添付書類（生活保護受給証明書、児童扶養手当の証書の写し）  
（①、②の用紙は、児童クラブ又はこども政策課で配布しており、市公式HPからもダウンロードできます）

	対象世帯	添付書類	入手場所	備考
(1)	生活保護世帯	生活保護受給証明書	各地区保健福祉センター	・担当のケースワーカーに相談して下さい。
(2)	市県民税非課税世帯	<b>下記の※を確認ください</b>		
(3)	児童扶養手当受給世帯 ※(1)、(2)に該当しない世帯	児童扶養手当の証書の写し （有効期限が切れていないもの）	各地区保健福祉センター、一部の支所（好間、遠野、川前、三和、久之浜・大久）	・お住まいの地区保健福祉センターまたは支所から交付されます。 ・申請期ごとに児童扶養手当の証書の写しの添付が必要です。

※ **令和7年度から、原則、市県民税非課税証明書の添付は不要となりました。**

**ただし、令和7年1月1日時点でいわき市に住民登録が無い方については、引き続き申請者及び19歳以上の世帯員全員の証明書の添付が必要となりますので、ご注意ください。**

**（非課税証明書は1月1日現在のお住まいの市町村で発行しております）**

(2) 申請場所

いわき市役所 こども政策課へ提出して下さい。（郵送・持参どちらでも可能です。）

【こども政策課】〒970-8686 いわき市平字梅本21番地（市役所本庁舎7階）

(3) 申請受付及び支払時期

原則として、次の年3回の時期に申請受付及び助成金の支払いを予定しています。

区分	助成対象月	申請期限	助成金支払時期（口座振込）
第1期	4月分～7月分まで	7月末	9月末頃
第2期	8月分～11月分まで	11月末	1月末頃
第3期	12月分～3月分まで	3月末	4月末頃

※ 利用した月を含む年度を超えて申請することはできませんので、ご注意ください。

**お問い合わせ先** ※R7.4.1から提出先が次のとおり変更となります

いわき市 こどもみらい部こども政策課 こども育成係（市役所本庁舎7階）

住所：970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話：0246-22-7013 FAX：0246-22-7029